

デジタル技術を活用した観光PR動画制作業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

デジタル技術を活用した観光PR動画制作業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の目的

本業務は、デジタル技術を活用することにより、本市の観光資源である「歴史」「産業」「自然」「食」などを、より魅力的なものとし、国内外へ効果的に発信できる観光PR動画を制作するものである。

制作した動画は本市の観光の玄関口である小田原駅のデジタルサイネージで放映することにより、旅中の観光客へアプローチし、回遊性の促進を図るとともに、SNS等を活用して旅前の観光客にも広く発信することにより、本市としての新たな魅力を広く周知し、さらなる誘客を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別添仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月31日まで

2 見積限度額

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とする。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加申込を行い、参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」という。）とする。

(1) 小田原市契約規則（昭和39年規則第22号）第5条の規定に該当する者であること。

(2) 参加申込書の提出期限から優先交渉権者の選定の日まで、小田原市工事等入札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。

(3) 営業種目「映画・ビデオ制作委託」において、小田原市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。もしくは、必要書類（5 募集内容（参加申込）(3)のウの※を参照）を提出することができる者であること。

- (4) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) デジタル技術を活用した観光PR動画制作業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員が、経営又は運営に関与していない者であること。
- (6) 平成29年度から令和3年度までの間において、国又は地方公共団体と1回以上、本業務と類似した種類の業務を元請として受注し、履行した実績を有する者。

5 募集内容（参加申込）

(1) 提出期限

令和4年8月1日（月）午後5時まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出先

小田原市役所経済部観光課（小田原市役所4階）

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地

電話：0465-33-1521 FAX：0465-33-1286

E-mail：kanko@city.odawara.kanagawa.jp

(3) 提出書類

ア 参加申込書兼誓約書（様式第1号）

イ 会社概要（任意様式）

※会社概要には女性活躍や脱炭素、障がい者雇用など、提案事業者におけるSDGsに関する取り組みがある場合には必ず記載すること。

ウ 業務実績調書（様式第2号）

※応募者が、かながわ電子入札共同システムに未登録の場合は、以下の書類も添付すること。（各1部）

（ア）定款及びその他規約 写し

（イ）履歴事項全部証明書（登記簿謄本）※3か月以内に発行されたものの写し

（ウ）財務諸表（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書）

（エ）印鑑証明書 写し可

（オ）前年度分の納税証明書（国税及び地方税の未納のない完納証明書）写し可

(4) 提出部数

原本1部、コピー1部

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできない。）により提出すること。

(6) 参加資格の審査及び結果の通知

提出された参加申込書等により、上記4「参加資格」を満たしているかについて審査し、その結果を参加資格審査結果通知書（様式第3号）により令和4年8月4日（木）以降、通知する。

6 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、参加事業者の提案を受けて評価・採点を行い、最優秀提案者を本業務の委託事業者の優先交渉権者に選定するものとする。

審査は、下記11「審査項目及び評価基準」に基づき、審査委員会の委員及び審査委員会事務局が客観的に公平かつ厳正に行うものとする。

7 説明会

説明会は開催しない。

8 質問及び回答

(1) 質問

ア 質問方法

提出期間内に、質問書（様式第4号）を電子メールにより提出すること。（電子メールの着信を確認すること。）なお、口頭又は電話による質問は受け付けない。

イ 質問の受付期間

令和4年7月15日（金）から令和4年7月25日（月）午後5時まで

ウ 提出先

上記5(2)と同じ

(2) 回答

ア 回答方法

小田原市ホームページにて公開

イ 回答期限

令和4年7月27日（水）午後5時までに公開

9 企画提案書

(1) 提出期限

令和4年8月19日（金）午後5時まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出先

上記5(2)と同じ

(3) 提出書類

- ア 企画提案書提出届（様式第 5 号）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 参考見積書（任意様式）
- エ 業務実施予定体制（様式第 6 号）

(4) 企画提案書及び参考見積書作成要領

- ア 企画提案書は原則として A 4 版両面使用で作成すること。
- イ 下記 11「審査項目及び評価基準」及び仕様書に沿って企画提案を作成すること。
- ウ 企画提案書は、できる限り平易な表現（図表等を含む。）で作成すること。
- エ 仕様書に示す要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、当該業務が小田原市の要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案を行うこと。
- オ 提出物は様式順に編冊のうえ提出すること。また、様式の番号に対応したインデックスラベル等を付すこと。
- カ 参考見積書の宛先は小田原市長、業務名は「デジタル技術を活用した観光 P R 動画制作業務」とし、業務者の所在、商号又は名称、代表者職氏名を記載の上、代表者印を押印すること。
- キ 参考見積書は、当該業務に必要な全ての経費を見積ること。また、その積算内訳を業務別に記載した内訳（様式任意）を添付すること。

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(6) 提出部数

11 部（記名版 3 部（正本 1 部、副本 2 部）、無記名版 8 部）

- ※ 記名版は、表紙、企画提案書及び見積書に提案者名、関連企業名、ロゴマーク等の提案者を特定できる情報が記載されたものとする。
- ※ 正本は代表者印が必要。副本は複写で可とする。
- ※ 無記名版は、内容は記名版と同じとするが、表紙、企画提案書及び見積書を含めて、提案者を特定できる情報を入れないこと。

10 参加辞退

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、企画提案評価までに参加辞退届（様式第 7 号）を上記 5 (2) に持参又は郵送にて提出すること。

11 審査項目及び評価基準

(1) 一次審査（書類審査）

区分	審査項目	評価基準	配点
業務遂 行能力	履行実績	国又は地方公共団体が発注した類似業務に関する実績が十分であるか。	5
企業 評価	社会貢献	SDGs に対する取り組みを推進しているか。	5
必要 経費	見積金額	提案内容によって想定される経費が適切に算定されているか。	5
合計			15

(2) 二次審査（企画提案評価）

区分	審査項目	評価基準	配点
業務遂 行能力	実施スケジュー ール	作業スケジュールに無理が無く実現性が高いか。	10
	実施体制	業務を適正に履行できる実施体制が具体的に提案されているか。	5
		業務の適正な履行に必要な知識、経験、能力、実績を有した担当者及び人員数が配置されているか。	5
企画提 案内容	業務目的	本業務の目的を十分に理解し、その目的を達成することが期待できるか。	15
	独創性	デジタル技術を活かした事業者独自の魅力的な提案となっているか。	20
	具体性	本市ならではの魅力を十分に引き出し、視聴者の興味を抱かせる内容となっているか。	15
取組 姿勢	取組意欲	分かりやすく熱意あるプレゼンテーションとなっていたか。	5
	地域貢献	市内事業者の活用見込みがあるか。また、地域を巻き込み、盛り上がりをみせる提案となっているか。	10
合計			85

12 審査方法

審査委員会の事務局（観光課）による一次審査（書類審査）、審査委員会による二次審査（プレゼンテーション審査）を実施する。参加事業者が1者の場合も審査を行う。

(1) 書類審査

過去の実績及び見積額について、審査委員会の事務局が上記 11「審査項目及び評価基準(1)一次審査」に基づいて評価する。

(2) 企画提案評価

参加資格の確認された者から提出された企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングについて、審査委員会が上記 11「審査項目及び評価基準(2)二次審査」に基づいて評価する。一次審査及び二次審査の評価を合算し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を優先交渉権者として選定する。

なお、最高評価の者が複数となった場合は、審査委員会の合議により順位を決定し、本業務の優先交渉権者として選定する。

(3) 当日の企画提案は、企画提案説明に 20 分、質疑応答に 10 分とする。

(4) 準備及び片付けは、それぞれ 5 分以内で行うものとする。

(5) ノートパソコン又はタブレットの使用を可能とするが、企画提案書のポイントをまとめたり、その成果やイメージを伝えたりする場合に使うものとし、企画提案書にない提案を新たに盛り込み、説明することは認めない。

なお、プロジェクタ、スクリーン及び HDMI ケーブルは市で用意する。パソコンは参加事業者で用意すること。接続の際に変換器が必要な場合は持参すること。

(6) 辞退者が出た場合は、提案内容等が優先交渉権者として選定するに足りるものであれば、次点の者を優先交渉権者として選定する。さらにその者が辞退した場合には事務局で協議を行い、優先交渉権者を選定する。

(7) 参加者が 1 者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、優先交渉権者として選定する。

(8) 上記 11「審査項目及び評価基準」により評価し、審査員数×85 点を満点とする。なお、1 次審査と 2 次審査の合計点数が満点の 60%に満たない場合は失格とする。

(9) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、優先交渉権者を選定しない。

13 審査結果

審査結果の通知は、優先交渉権者名と次点交渉権者名のみを企画提案書の審査を行った全ての事業者に対して、令和 4 年（2022 年）9 月上旬に文書（様式第 8 号）で通知する。

14 日程

①公告・募集要領、仕様書等の提示	令和 4 年 7 月 15 日（金）
②質問受付期間	令和 4 年 7 月 15 日（金）から 令和 4 年 7 月 25 日（月）午後 5 時まで

③質問回答	令和4年7月27日(水)
④プロポーザル参加申込書の提出期限	令和4年8月1日(月)午後5時まで
⑤プロポーザル参加資格確認通知送付	令和4年8月4日(木)
⑥企画提案書提出期限	令和4年8月19日(金)午後5時まで
⑦企画提案評価(プレゼンテーション)	令和4年8月26日(金)(予定)
⑧結果通知	令和4年9月2日(金)(予定)※
⑨契約締結	令和4年9月12日(月)(予定)
⑩業務開始	令和4年9月12日(月)(予定)

※ 優先交渉権者として選定されなかった参加者がその理由についての説明を求めることができる期間は、上記⑧から令和4年(2022年)9月6日(火)までとする。

15 提出書類の取扱い

- (1) 参加申込書、企画提案書その他提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、本プロポーザルの審査以外には使用しない。ただし、優先交渉権者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、小田原市が必要と認める場合には、小田原市は、優先交渉権者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用することができるものとする。

16 契約締結事務

プロポーザルは、本業務の履行に最も適した契約の相手方を選定するものであることから、具体的な業務は、企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、小田原市との協議に基づいて実施するので、経費縮減及び機能向上を図るために協議を行う予定である。

(1) 仕様等の確定について

契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定をもって優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。協議により必要な範囲内において企画提案書の項目の変更、追加及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができるものとする。また、当該協議が整わない場合で、次順位者が優先交渉権者となったときも同様とする。

(2) 契約金額の確定について

契約金額は、原則として企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。

(3) 契約保証金について

小田原市契約規則第29条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

17 情報公開

(1) 小田原市は提出された企画提案書等について、小田原市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

(2) 次に掲げる事項について、小田原市役所ホームページにおいて公表する。

- ア 業務名
- イ 契約期間
- ウ 選定した優先交渉権者の名称
- エ 契約金額
- オ 選定の経緯及び結果

18 費用負担

参加申込書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とする。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を小田原市に請求することはできない。

19 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 提案見積金額が、見積限度額を超えた場合
- (5) 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
- (6) 審査委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

20 問い合わせ先

小田原市役所経済部観光課 担当：宇佐美

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

TEL : 0465-33-1521 FAX : 0465-33-1286
E-mail : kanko@city.odawara.kanagawa.jp

21 その他

- (1) 本提案により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (2) 審査委員会の委員が関係する事業者は参加できない。
- (3) 企画提案書等に記載した配置予定の業務担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の業務担当者であるとの小田原市の了承を得なければならない。